



答 申 第 6 号

平成 9 年 12 月 18 日

大 阪 府 知 事
山 田 勇 殿

大 阪 府 環 境
会 長 矢



平成 1 0 年度公共用水域の水質測定計画及び
地下水質測定計画について（答申）

平成 9 年 1 2 月 1 8 日付け水質第 3 7 9 号で諮問のあった標記について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった平成 1 0 年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画については、諮問で示された案を適当と認めます。

平成 10 年 度

公 共 用 水 域 の 水 質 測 定 計 画

大 阪 府

平成10年度公共用水域の水質測定計画

(目的)

- この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府下の公共用水域を常時監視するために行う水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

(測定点及び測定機関)

- 水質測定点、底質測定点及び測定機関は、別表-1及び別表-4のとおりとする。

(1) 水質測定点

河川：98河川 138地点 環境基準点 87地点
準基準点 51地点

海域：大阪湾海域 22地点 環境基準点 15地点
準基準点 7地点

(2) 底質測定点

海域15地点(12地点は、水質測定点の環境基準点と重複)

(測定期間)

- 測定期間は、平成10年4月1日から平成11年3月31日までとする。

(測定項目)

- 水質及び底質の測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 水質測定項目

ア. 人の健康の保護に関する項目(健康項目)

	健康項目A	健康項目B
河川 海域	カドミウム 全シアン 鉛 六価クロム 砒素 総水銀	アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、 チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、 セレン 〔ただし、アルキル水銀については、総水銀〕 が検出された場合に限る。〕

イ. 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

河川	水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD；酸性法）、浮遊物質（SS）、大腸菌群数、全窒素、全リン
海域	水素イオン濃度、溶存酸素量、化学的酸素要求量（酸性法、アルカリ性法、ろ過酸性法）、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質（油分）、全窒素、全リン

ウ. 特殊項目

河川	ノルマルヘキサン抽出物質（油分）、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、フッ素、陰イオン界面活性剤、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素、リン酸性リン、EPN
海域	フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、フッ素、陰イオン界面活性剤、プランクトン数、クロロフィルa、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素、リン酸性リン、懸濁物質（浮遊物質）、懸濁物質の強熱減量、濁度、EPN

エ. 特定項目

河川	トリハロメタン生成能
----	------------

オ. その他の項目

河川	気温、水温、色相、臭気、透視度、塩素イオン等
海域	気温、水温、色相、臭気、透明度、塩分量等

(2) 底質測定項目

ア. 健康項目

海 域	カドミウム、全シアン、鉛、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB
-----	--------------------------------

イ. 一般項目

海 域	水素イオン濃度、化学的酸素要求量、含水率、硫化物、酸化還元電位、強熱減量、総クロム、ノルマルヘキサン抽出物質（油分）
-----	--

ウ. その他の項目

海 域	水深、性状、色相、臭気、泥温等
-----	-----------------

(測定回数)

5. 原則として、測定回数は別表-2、測定月は別表-3のとおりとし、測定点は別表-4のとおりとする。

(試料の採取等)

6. 試料の採取等については、原則として次のとおりとする。

- (1) 試料採取の実施に当たり、健康項目については、水域の水量のいかんにかかわらず随時、生活環境項目については、水域が通常の状態（河川の場合は低水量以上の流量がある時、海域の場合は小潮時）にある時期とする。
- (2) 流量観測は、採水時に測定点で実施し、環境基準点で年6回程度、準基準点で年2回程度行う。
- (3) 河川における試料採取は、流心で行い、6時間間隔で4回採取し、混合試料とする。ただし、水素イオン濃度については、個々の試料について測定する。

また、健康項目、溶存酸素量及び大腸菌群数については、原則として午後3時に最も近い採水時のものを測定する。

なお、流況変動の小さい河川等については、この限りでない。

海域の場合は、海面下1m層から採水する。また、環境基準点のうち港内3地点を除く12地点については、水深20m未満の場合は海底面上2m層から、水深20m以上の場合は海底面上5m層から採水する。底泥の採取に当たっては、採取点付近において数箇所より同量採取し、混合試料とする。

(4) 以上の他、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）を準拠する。

（測定方法等）

7. 測定方法及び報告下限値等は、原則として別表-5のとおりとする。
なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

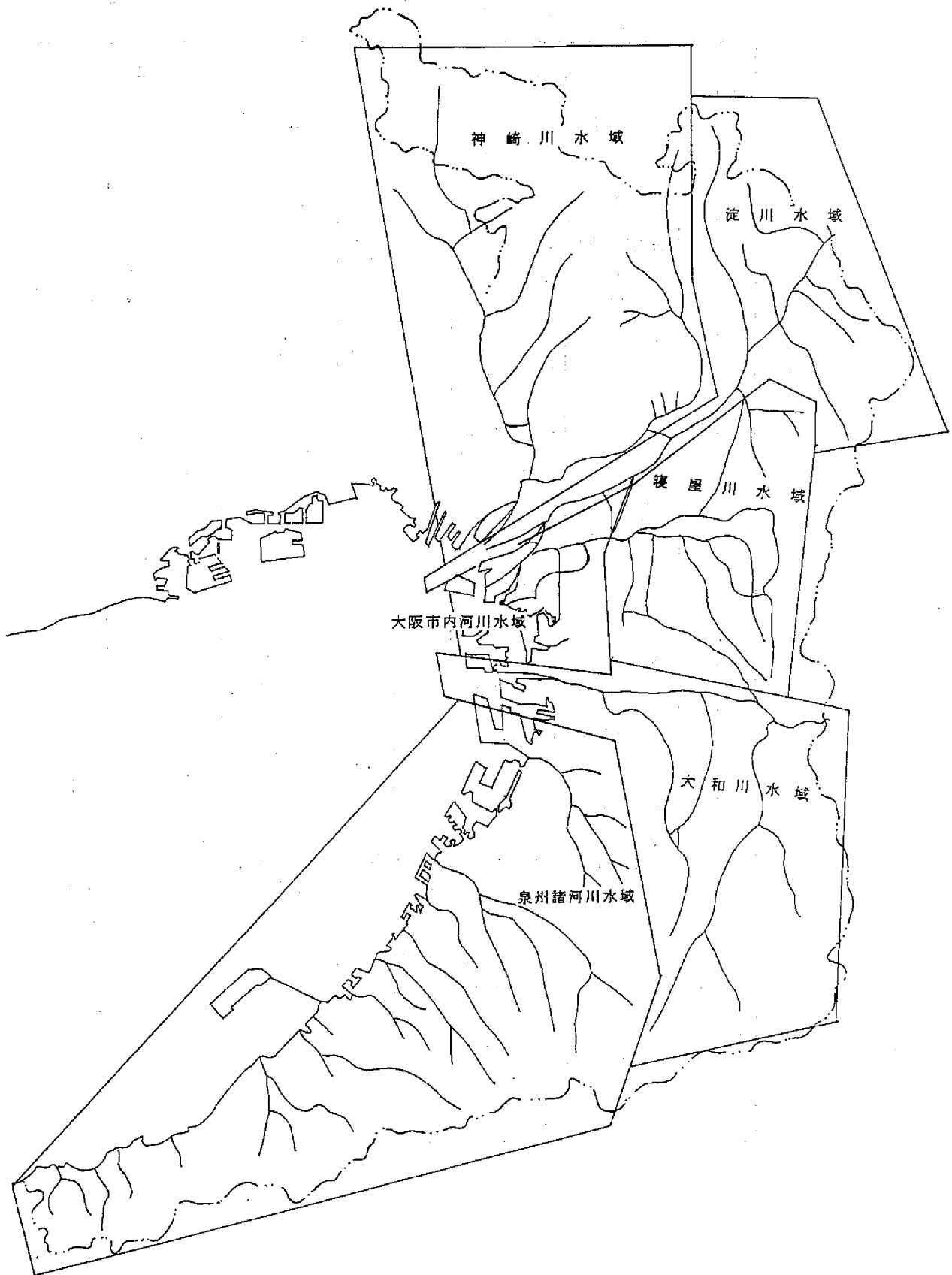
（測定結果の報告）

8. 測定結果の報告については、次のとおりとする。
- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
 - (2) 報告の時期は、測定結果が出しだい速やかに行うものとする。
 - (3) 健康項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

（その他）

9. その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

河川の水質測定水域区分



別表一

測 定 点 及 び

区分	水域	測定点の 区分	測								
			大阪府		近畿地方 建設局		大阪市		堺市		
水 質 測 定	河	淀川水域	環境基準点	1	1	8	8				
			準基準点								
	河	神崎川水域	環境基準点	13	16	3	3				
			準基準点	3							
	河	寝屋川水域	環境基準点	5	6			3	5		
			準基準点	1			2				
	河	大阪市内 河川水域	環境基準点					11	12		
			準基準点				1				
	河	大和川水域	環境基準点	6	8	4	5			1	3
			準基準点	2		1			2		
	河	泉州諸河川 水域	環境基準点	22	32					2	11
			準基準点	10				9			
	河	合 計	環境基準点	47	63	15	16	14	17	3	14
			準基準点	16		1		3		11	
海 域	大阪湾	環境基準点	15	15				6		1	
		準基準点				6	1				
底 質 測 定	海 域	大阪湾	15								

測定機関総括表

定 機 関												合 計	
豊中市		吹田市		高槻市		枚方市		八尾市		東大阪市			
				3		3						15	20
				2	5	3	6					5	
1												17	26
2	3	3	3	1	1							9	
												9	21
						1	1	5	5	1	4	12	
												11	12
												1	
												11	16
												5	
												24	43
												19	
1				3		3				1		87	138
2	3	3	3	3	6	4	7	5	5	3	4	51	
												15	22
												7	
												15	

測 定 回 数 表

1. 河 川

(1) 水 質 測 定

測定回数 の区分	生活環境項目 その他の項目	健 康 項 目		特殊項目
		健康項目 A	健康項目 B	
I - A	年 1 2 回 以上 { 全窒素及び全りんに ついては年4回以上 }	年 6 回 以上 { 総水銀については 年4回以上 }	年 4 回 以上 { PCBについては 年2回以上 }	年 1 回 以上
I - B		年 4 回 以上 { 総水銀については 年2回以上 }	年 2 回 以上 { PCBについては 年1回以上 }	
I - C	年 4 回 以上 { 全窒素及び全りんに ついては年2回以上 }	年 2 回 以上		

- 備考 (1) 通日測定については、生活環境項目について年1回以上（各1日について2時間間隔で13回採水分析する。）行う。
- (2) 大腸菌群数については、A、B類型について実施する。
- (3) アンモニア性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及びリン酸性リンについては、A、B、C、D類型及びE類型の主要な地点について実施する。
- (4) トリハロメタン生成能については、水道利水のある必要な地点で、年2回以上実施する。

2. 海 域

(1) 水 質 測 定

測定回数 の区分	生活環境項目 その他の項目	健 康 項 目		特殊項目
		健康項目 A	健康項目 B	
II - A	年 1 2 回 以上	年 2 回 以上 { ただし、PCBについ ては、年1回以上 }		年 1 回 以上
II - B	年 4 回 以上			

- 備考 大腸菌群数についてはA類型について、ノルマルヘキサン抽出物質についてはA、B類型について実施する。

(2) 底質測定

一般項目 その他の項目	健康項目
年2回以上	年1回以上

備考 ノルマルヘキサン抽出物質については、年1回以上とする。

別表-3

測定月

(河川・海域)

測定回数	測定月
年間1回	8月
年間2回	8月、翌年2月
年間4回	5月、8月、11月、翌年2月
年間6回	5月、7月、8月、11月、翌年1月、翌年2月

別表-4

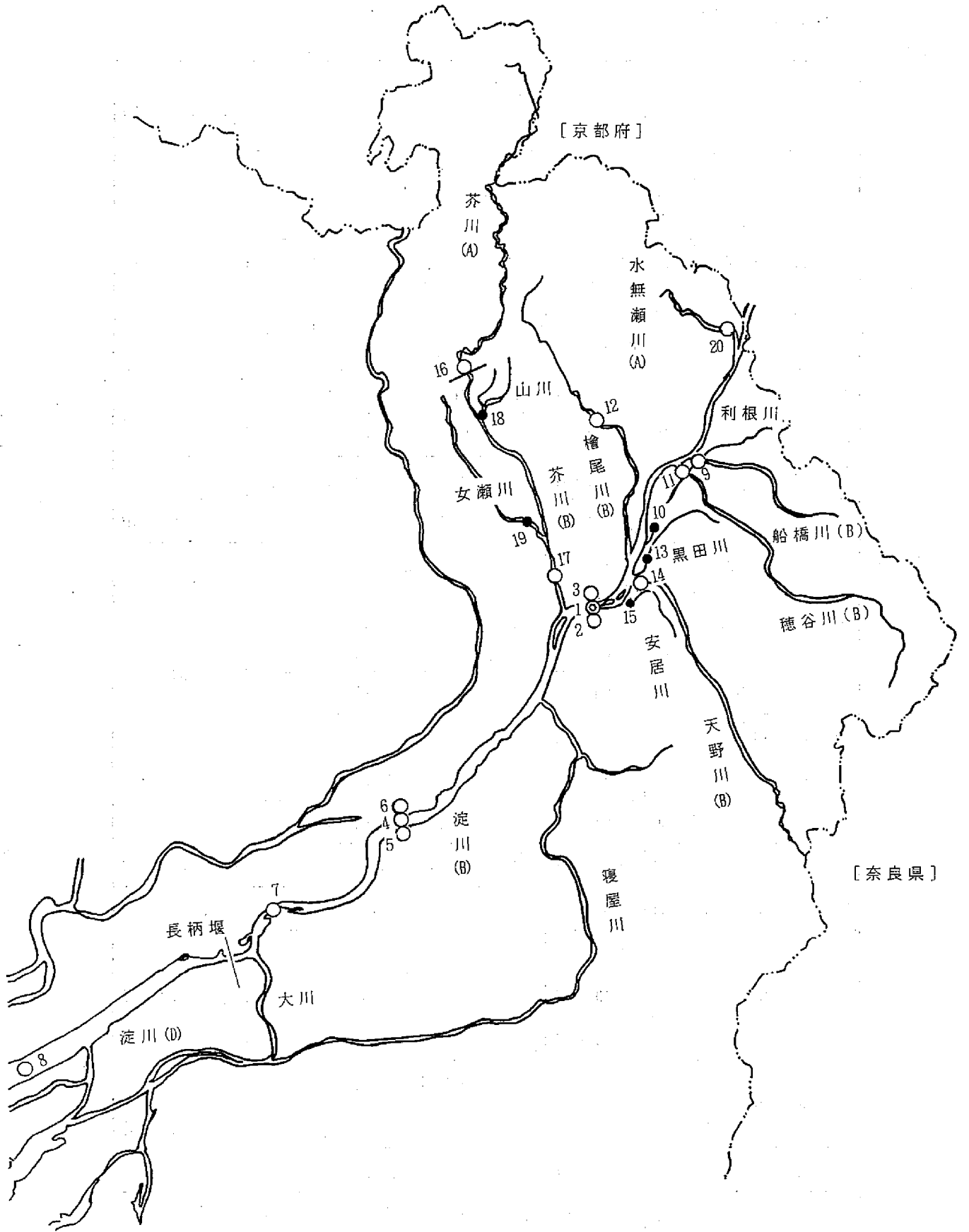
測 定 点 一 覧 表

〔 河 川 〕

別表 4-(1) 淀川水域の水質測定点

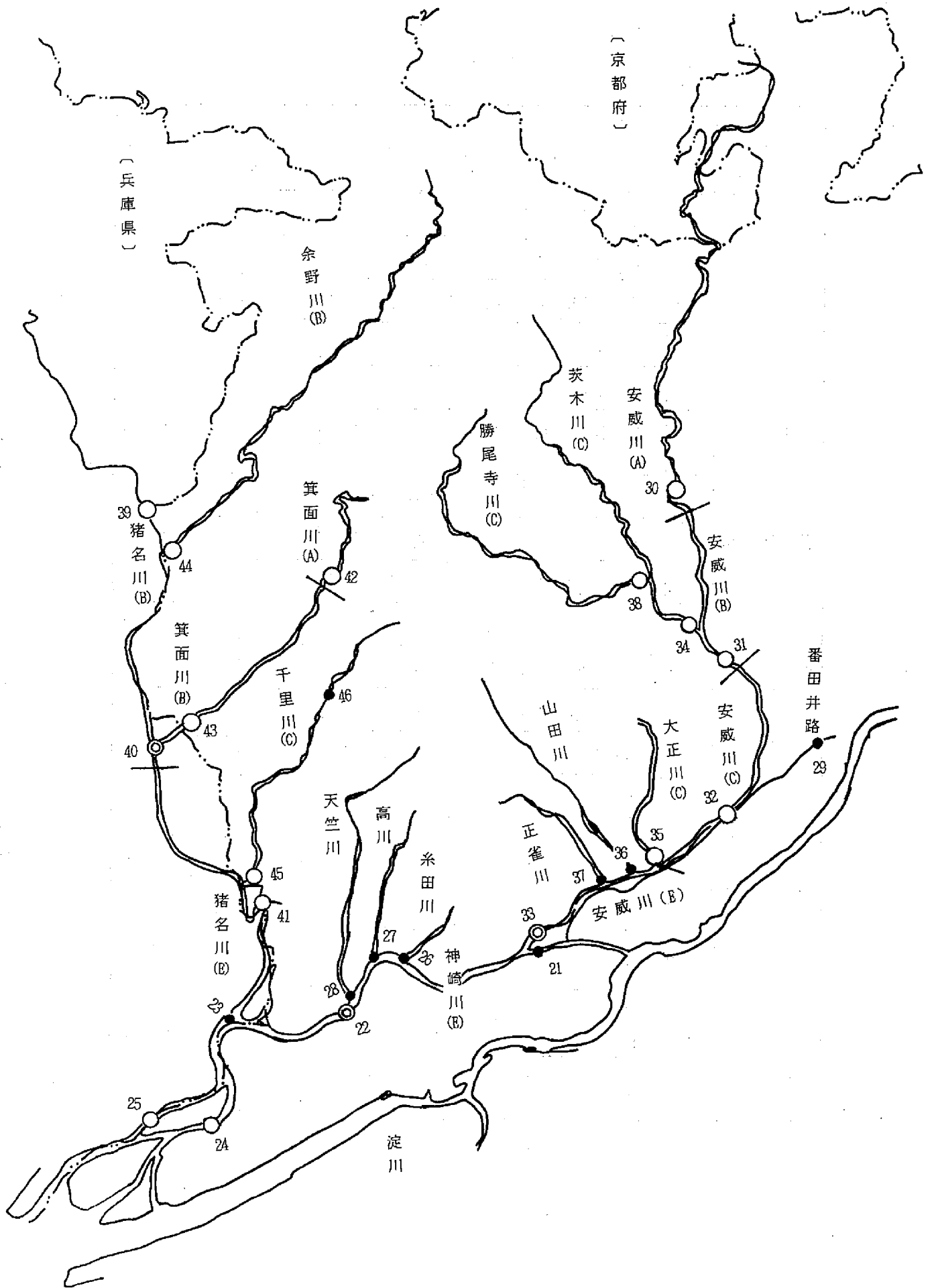
河 川 名	環境 基準	図中 番号	測 定 点		測定回数 の 区 分	測 定 機 関
淀 川	Bハ	1	◎ 101-01	枚方大橋流心	I - A	近畿地方建設局
		2	○ 101-02	枚方大橋左岸		
		3	○ 101-03	枚方大橋右岸		
		4	○ 101-04	鳥飼大橋流心	I - C	
		5	○ 101-05	鳥飼大橋左岸		
		6	○ 101-06	鳥飼大橋右岸		
		7	○ 101-07	西日本旅客鉄道(株)赤川鉄橋	I - B	
	Dイ	8	○ 101-08	伝法大橋		
船橋川	Bハ	9	○ 102-01	新登橋上流	I - A	枚方市
利根川		10	● 103-01	淀川合流直前	I - B	
穂谷川	Bハ	11	○ 104-01	淀川合流直前	I - A	
檜尾川	B口	12	○ 105-01	警手神社前	I - B	高槻市
黒田川		13	● 106-01	西ノ口樋門		
天野川	Bハ	14	○ 107-01	淀川合流直前	I - A	枚方市
安居川		15	● 108-01	淀川合流直前	I - B	
芥川	Aイ	16	○ 109-01	塚脇橋	I - A	高槻市
	B口	17	○ 109-02	鷺打橋		
山川		18	● 110-01	芥川合流直前	I - C	
女瀬川		19	● 111-01	天堂橋		
水無瀬川	Aイ	20	○ 112-01	名神高速道路高架橋下	I - A	大阪府

(注) 測定点の◎印は通日測定を行う環境基準点を、○印は環境基準点を、●印は準基準点を示す。



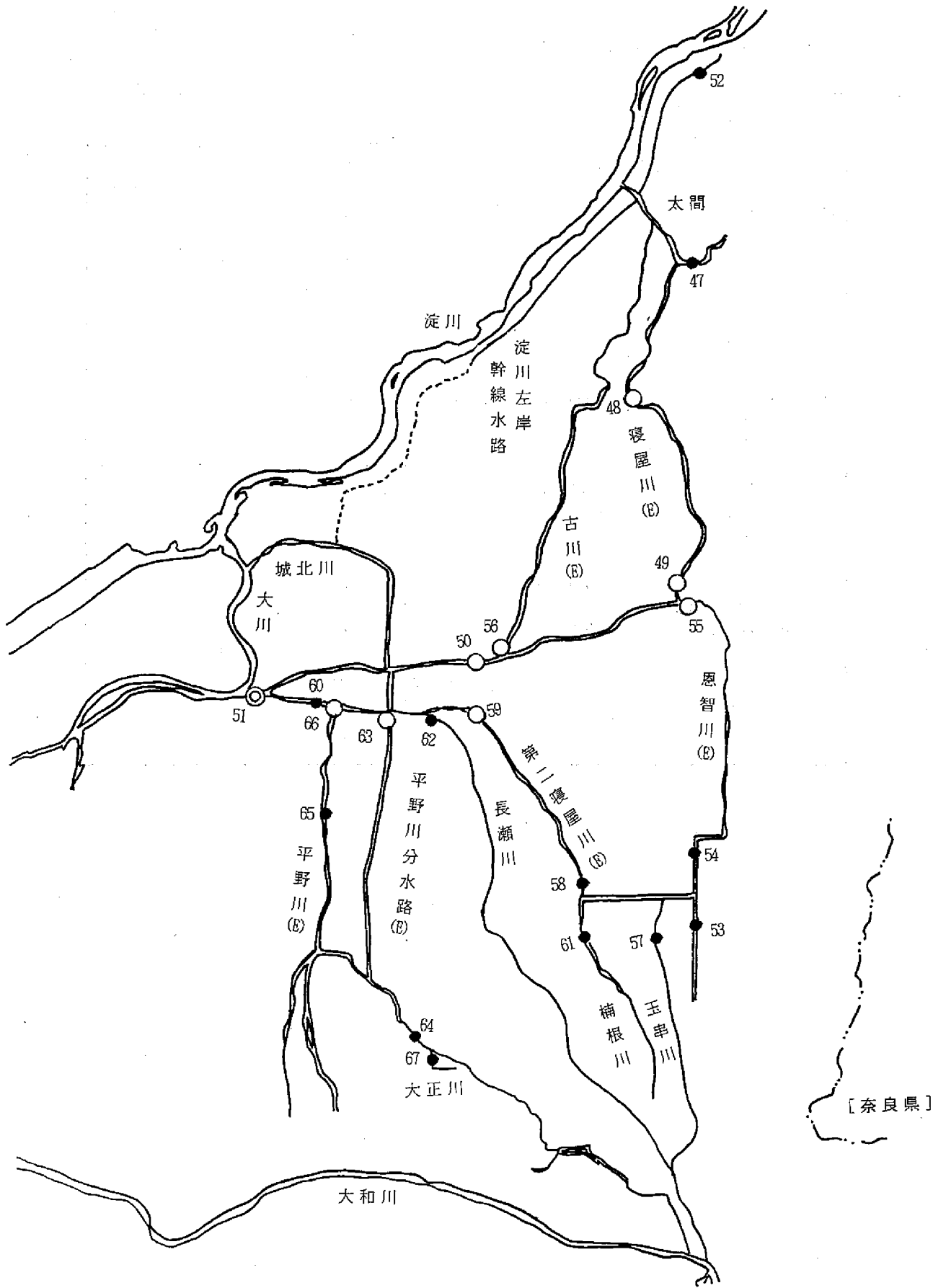
別表 4-(2) 神崎川水域の水質測定点

河川名	環境基準	区中番号	測定点		測定回数 の区分	測定機関
神崎川	Eハ	21	● 201-01	小松橋	I - C	大阪府
		22	◎ 201-02	新三国橋	I - A	
		23	● 201-03	神崎橋	I - C	
		24	○ 201-04	千船橋	I - A	
		25	○ 201-05	辰巳橋		
糸田川		26	● 202-01	神崎川合流直前	I - C	吹田市
高川		27	● 203-01	神崎川合流直前		豊中市
天竺川		28	● 204-01	神崎川合流直前		高槻市
番田井路		29	● 205-01	玉川橋		
安威川	Aイ	30	○ 301-01	桑ノ原橋	I - A	大阪府
	Bハ	31	○ 301-02	千歳橋		
	Cイ	32	○ 301-03	宮鳥橋		
	Eハ	33	◎ 301-04	新京阪橋		
茨木川	Cイ	34	○ 302-01	安威川合流直前		
大正川	Cロ	35	○ 303-01	安威川合流直前		
山田川		36	● 304-01	安威川合流直前	I - C	吹田市
正雀川		37	● 305-01	安威川合流直前		
勝尾寺川	Cロ	38	○ 306-01	中河原橋	I - A	大阪府
猪名川	Bハ	39	○ 401-01	銀橋	I - B	近畿地方建設局
		40	◎ 401-02	軍行橋		
	Eハ	41	○ 401-03	利倉橋		
箕面川	Aイ	42	○ 402-01	箕面市取水口	I - A	大阪府
	Bロ	43	○ 402-02	府県境		
余野川	Bイ	44	○ 403-01	猪名川合流直前		
千里川	Cロ	45	○ 404-01	猪名川合流直前	I - B	豊中市
		46	● 404-02	落合橋	I - C	



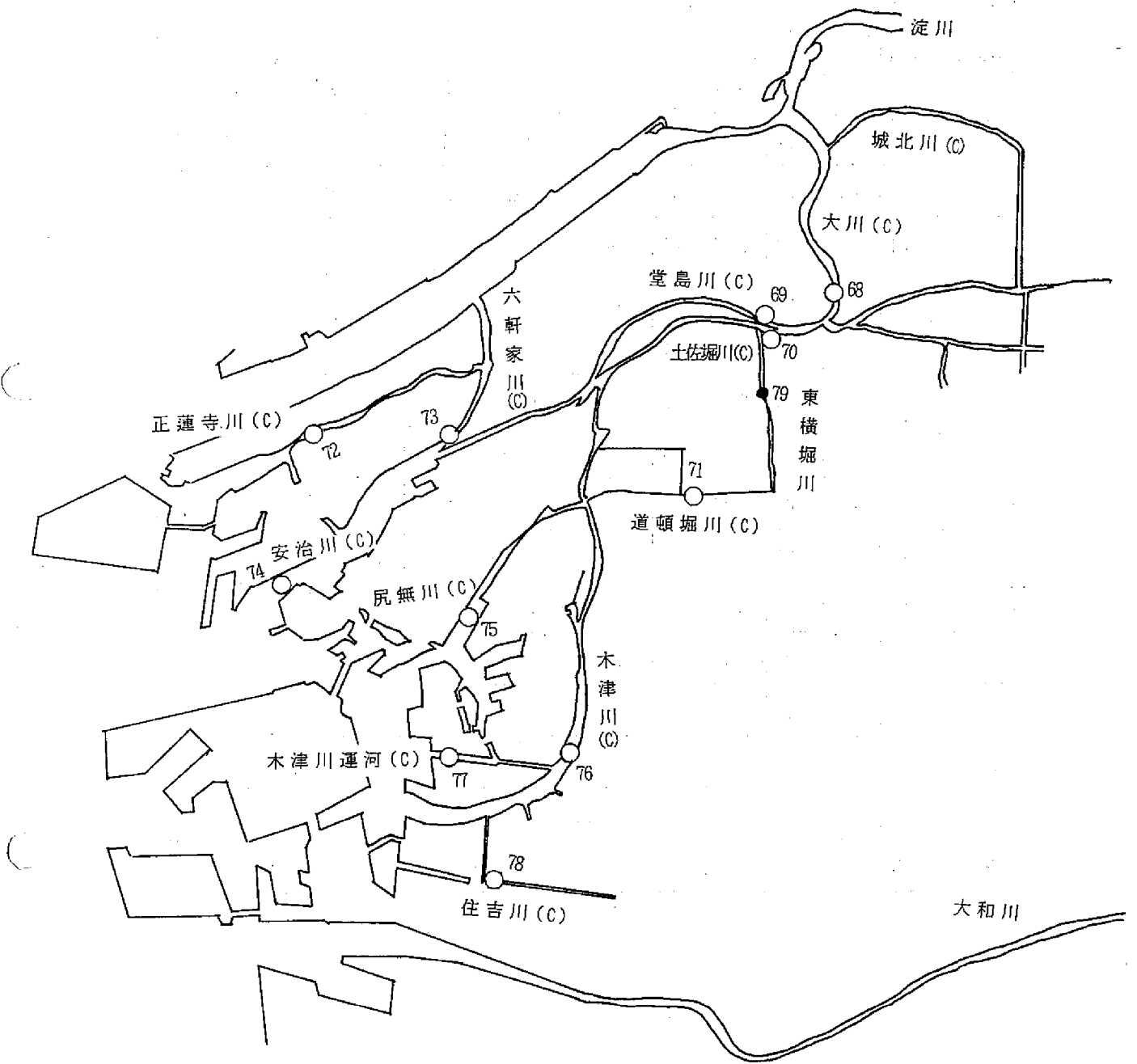
別表 4-(3) 寝屋川水域の水質測定点

河川名	環境基準	図中番号	測定点		測定回数 の区分	測定機関
寝屋川	Eハ	47	● 501-01	清水橋	I - C I - A	大阪府
		48	○ 501-02	萱島橋		
		49	○ 501-03	住道大橋		
		50	○ 501-04	今津橋		
		51	◎ 501-05	京橋		
淀川左岸幹線 第1水路		52	● 502-01	市境	I - B	枚方市
恩智川	Eハ	53	● 503-01	福栄橋下流 100m	I - C I - A	八尾市
		54	● 503-03	三池橋		東大阪市
		55	○ 503-02	住道新橋		大阪府
古川	Eハ	56	○ 504-01	徳栄橋	I - A	大阪市
玉串川		57	● 505-01	三野郷農協前	I - C I - A	八尾市
第二寝屋川	Eハ	58	● 506-01	巨摩橋		東大阪市
		59	○ 506-02	新金吾郎橋		I - A
		60	● 506-03	下城見橋	I - B	大阪市
楠根川		61	● 507-01	新家東橋	I - C	八尾市
長瀬川		62	● 508-01	第二寝屋川合流直前		東大阪市
平野川分水路	Eイ	63	○ 509-01	天王田大橋	I - A	大阪市
平野川	Eハ	64	● 510-01	東竹淵橋	I - C	八尾市
		65	● 510-02	南弁天橋		大阪府
		66	○ 510-03	城見橋		
大正川		67	● 511-01	平野川合流直前	I - C	八尾市



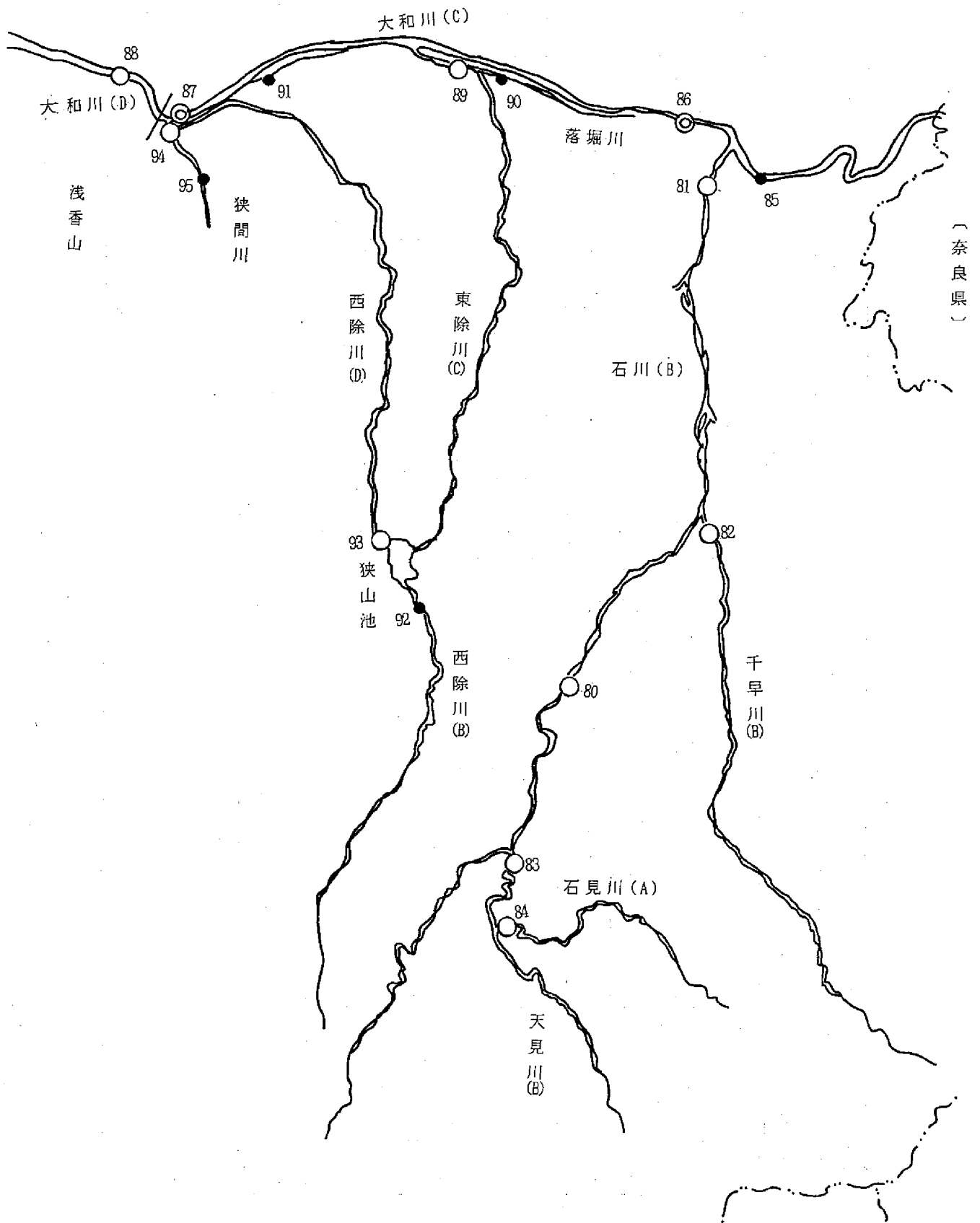
別表 4-(4) 大阪市内河川の水質測定点

河川名	環境 基準	図中 番号	測定点		測定回数 の区分	測定機関
大川	Cイ	68	○ 601-01	桜宮橋	I - A	大阪市
堂島川	Cイ	69	○ 602-01	天神橋		
土佐堀川	Cハ	70	○ 603-01	天神橋		
道頓堀川	Cイ	71	○ 604-01	大黒橋		
正蓮寺川	Cイ	72	○ 605-01	北港大橋下流 700m		
六軒家川	Cイ	73	○ 606-01	春日出橋		
安治川	Cイ	74	○ 607-01	天保山渡		
尻無川	Cイ	75	○ 608-01	甚兵衛渡		
木津川	Cイ	76	○ 609-01	千本松渡		
木津川運河	Cイ	77	○ 610-01	船町渡		
住吉川	Cハ	78	○ 611-01	住之江大橋 下流 1100 m	I - B	大阪市
東横堀川		79	● 612-01	本町橋		



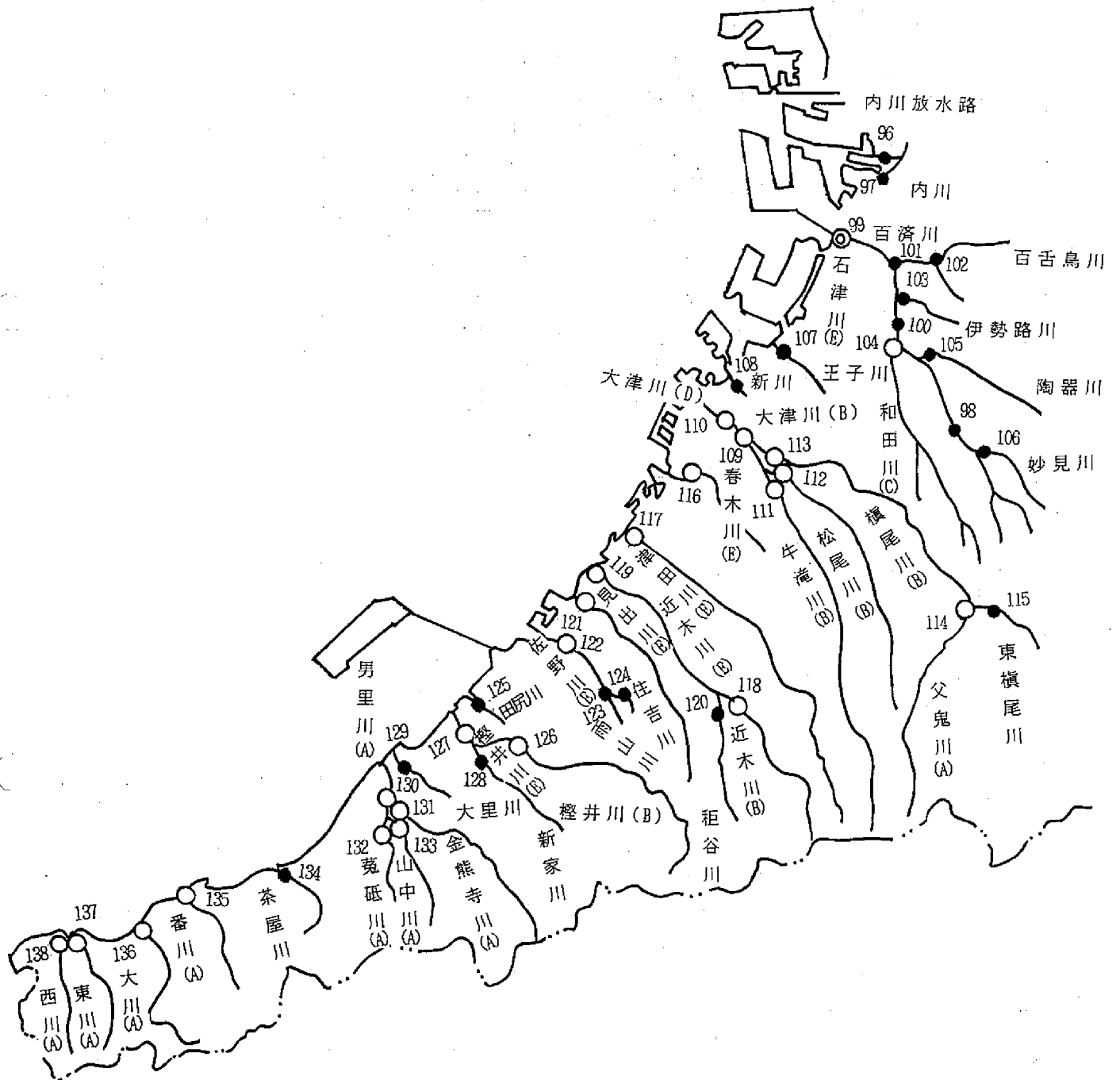
別表 4-(5) 大和川水域の水質測定点

河川名	環境基準	図中番号	測定点		測定回数 の区分	測定機関
石川	Bハ	80	○ 701-01	高橋	I - A	大阪府
		81	○ 701-02	石川橋	I - B	近畿地方建設局
千早川	Bイ	82	○ 702-01	石川合流直前	I - B	大阪府
天見川	Bイ	83	○ 703-01	新喜多橋	I - A	
石見川	Aイ	84	○ 704-01	新高野橋		
大和川	Cハ	85	● 801-01	国豊橋	I - C	近畿地方建設局
		86	◎ 801-02	河内橋	I - B	
		87	◎ 801-03	浅香新取水口		
	Dハ	88	○ 801-04	遠里小野橋		
東除川	Cハ	89	○ 802-01	明治小橋	I - A	大阪府
落堀川		90	● 803-01	東除川合流直前	I - C	
今井戸川		91	● 804-01	大和川合流直前		堺市
西除川	Bハ	92	● 805-01	狭山池合流直前	I - B	大阪府
		93	○ 805-02	狭山池流出端		
	Dハ	94	○ 805-03	大和川合流直前	I - A	堺市
狭間川		95	● 806-01	狭間橋	I - C	



別表 4-(6) 泉州諸河川水域の水質測定点

河川名		環境 基準	図中 番号	測定点		測定回数 の区分	測定機関	
内川放水路			96	● 901-01	古川橋	I - C	堺市	
内川			97	● 902-01	堅川橋			
石津川	石津川	Eハ	98	● 903-01	新川橋	I - A		
			99	◎ 903-02	石津川橋			
			100	● 903-03	毛穴大橋			
	百済川			101	● 904-01	高入橋		I - C
	百舌鳥川			102	● 905-01	北条橋		
	伊勢路川			103	● 906-01	泉北2号線前		
	和田川		Cハ	104	○ 907-01	小野々井橋		I - A
陶器川			105	● 908-01	百年橋	I - C		
妙見川			106	● 909-01	新見の井橋			
王子川			107	● 910-01	王子川橋	I - C		
新川			108	● 911-01	河口水門			
大津川	大津川	B口	109	○ 912-01	高津取水口	I - B		
		Dハ	110	○ 912-02	大津川橋	I - A		
	牛滝川		Bハ	111	○ 913-01	高橋	I - B	
	松尾川		Bハ	112	○ 914-01	新緑田橋		
	横尾川		Bイ	113	○ 915-01	繁和橋		
	父鬼川		Aイ	114	○ 916-01	神田橋	I - C	
	東横尾川			115	● 917-01	東条橋		
春木川		Eハ	116	○ 918-01	春木橋	I - A		
津田川		Eハ	117	○ 919-01	昭代橋			
近木川	近木川	Bイ	118	○ 920-01	厄除橋			
		Eハ	119	○ 920-02	近木川橋			
梶谷川			120	● 921-01	通天橋	I - C		
見出川		Eハ	121	○ 922-01	見出橋	I - A		
佐野川	佐野川		Eハ	122	○ 923-01		昭平橋	
	雨山川			123	● 924-01	佐野川合流直前		
	住吉川			124	● 925-01	向田橋	I - C	
田尻川			125	● 926-01	府道堺阪南線陸橋			
樫井川	樫井川	Bイ	126	○ 927-01	兔田橋	I - B		
		Eハ	127	○ 927-02	樫井川橋	I - A		
新家川			128	● 928-01	明治小橋	I - C		
大里川			129	● 929-01	河口水門			
男里川	男里川		Aイ	130	○ 930-01	男里川橋	I - A	
	金熊寺川		Aイ	131	○ 931-01	男里橋		
	菟砥川		Aイ	132	○ 932-01	西打合橋	I - B	
	山中川		Aイ	133	○ 933-01	東打合橋		
茶屋川			134	● 934-01	新茶屋川橋	I - C		
番川		Aイ	135	○ 935-01	田身輪橋	I - B		
大川		Aイ	136	○ 936-01	昭南橋	I - A		
東川	東川		Aイ	137	○ 937-01	一軒屋橋	I - B	
	西川		Aイ	138	○ 938-01	こうや橋		



[海 域]

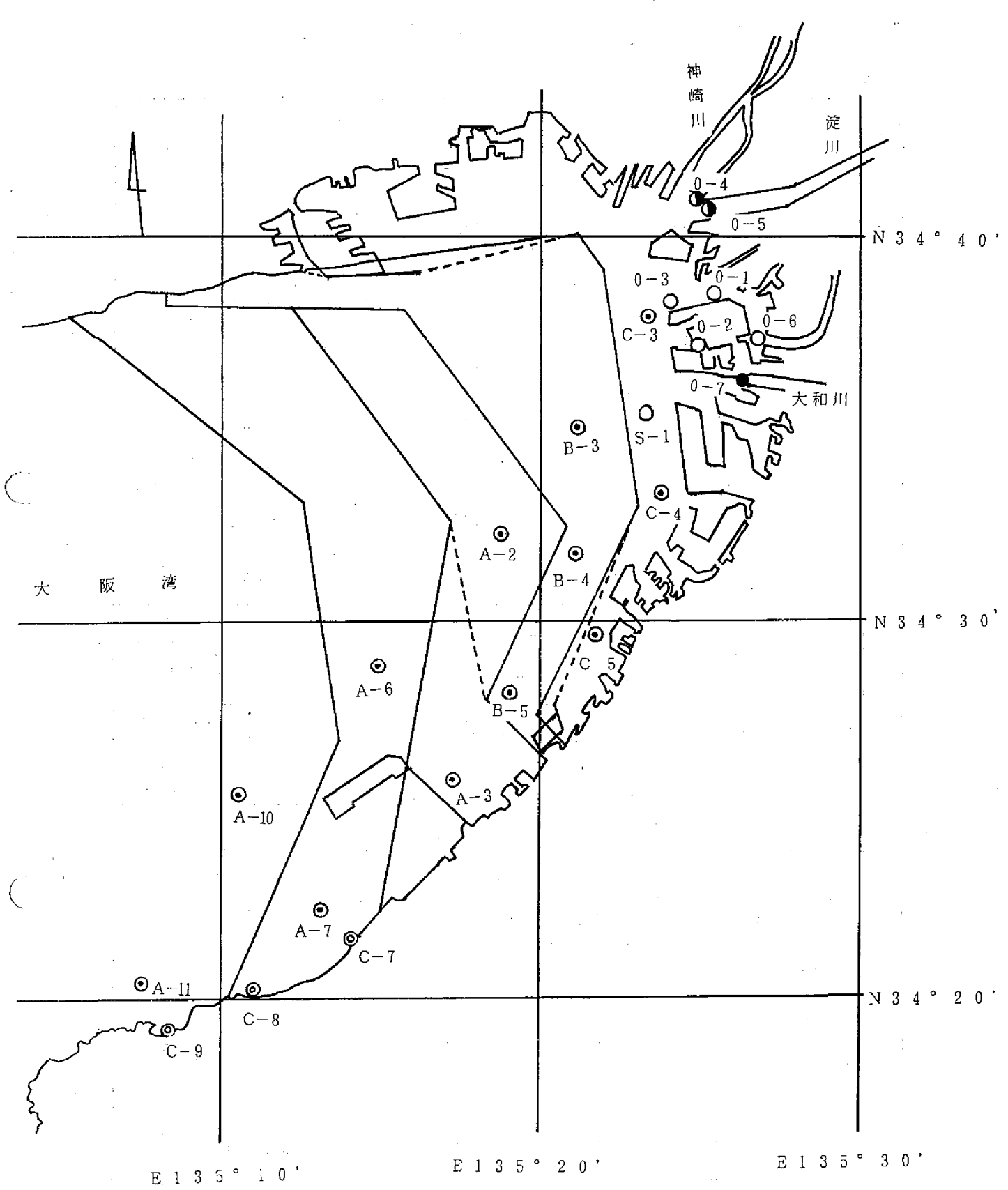
別表 4-(7) 大阪湾水域の水質・底質測定点

環境基準	測定点	測定点の位置		測定回数 の区分	測定機関		
		北緯	東経				
Cイ	* 海域Ⅳ	● C-3	34° 37' 46"	135° 23' 15"	Ⅱ - A	大 阪 府	
		● C-4	34° 33' 30"	135° 23' 42"			
		● C-5	34° 29' 30"	135° 21' 48"			
Bロ	* 海域Ⅲ	● B-3	34° 35' 00"	135° 21' 06"			
		● B-4	34° 31' 36"	135° 21' 18"			
		● B-5	34° 27' 48"	135° 19' 00"			
Aハ	* 海域Ⅱ	● A-2	34° 31' 42"	135° 18' 24"			
Aロ		● A-3	34° 25' 48"	135° 17' 24"			
		● A-6	34° 28' 18"	135° 14' 30"			
Aイ		● A-7	34° 22' 24"	135° 13' 00"			
		● A-10	34° 25' 24"	135° 10' 30"			
		● A-11	34° 20' 18"	135° 06' 48"			
Cイ		* 海域Ⅳ	◎ C-7	尾崎港内			Ⅱ - B
			◎ C-8	淡輪港内			
			◎ C-9	深日港内			
			○ O-1	No. 5 プイ跡			
	○ O-2		南港				
	○ O-3		大阪港関門外				
	● O-4		神崎川河口中央		大阪市(水質測定)		
	● O-5		淀川河口中央		大阪府(底質測定)		
	○ O-6		木津川河口中央		大 阪 市		
	○ S-1		堺 7 - 3 区 沖		堺 市		
		● O-7	大和川河口中央		底質測定	大 阪 府	

(注) (1) 測定点の◎印は環境基準点(●印は全窒素、全リンに係る水域の環境基準点であり、底質測定を行う測定点)を示す。

(2) 測定点の○印は準基準点(●印は底質測定を行う準基準点、●印は底質測定のみを行う準基準点)を示す。

(3) *は全窒素、全リンに係る水質環境基準の該当類型を示す。



注)は、全窒素、全リンに係る水質環境基準の水域を表す。

測定方法一覧表

(水質)

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告値 下限値
健康項目	カドミウム	日本工業規格K0102(以下「規格」という。) 「55.2、55.3若しくは55.4」に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/L
	全シアン	「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」に定める方法	2桁	1桁まで	0.1 mg/L
	鉛	「規格54.2、54.3若しくは54.4」に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/L
	六価クロム	規格65.2に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.02 mg/L
	砒素	規格61.2に定める方法又は環境基準告示付表2に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/L
	総水銀	環境基準告示付表3に掲げる方法	2桁	4桁まで	0.0005 mg/L
	アルキル水銀	環境基準告示付表4に掲げる方法	2桁	4桁まで	0.0005 mg/L
	P C B	環境基準告示付表5に掲げる方法	2桁	4桁まで	0.0005 mg/L
	ジクロロメタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/L
	四塩化炭素	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	2桁	3桁まで	0.001 mg/L
	1,2-ジクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	2桁	3桁まで	0.001 mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/L
	1,2-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	2桁	2桁まで	0.01 mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	2桁	3桁まで	0.001 mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	2桁	3桁まで	0.002 mg/L
	トリクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	2桁	3桁まで	0.002 mg/L
テトラクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	2桁	4桁まで	0.0005 mg/L	

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告値 下限値
健康項目	1,3-ジクロロプロペン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	2桁	3桁まで	0.001 mg/L
	チウラム	環境基準告示付表6に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.003 mg/L
	シマジン	環境基準告示付表7の第1又は第2に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.001 mg/L
	チオベンカルブ	環境基準告示付表7の第1又は第2に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/L
	ベンゼン	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/L
	セレン	規格67.2に定める方法又は環境基準告示付表2に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/L
生活環境項目	水素イオン濃度	規格12.1に定める方法	—	1桁まで	—
	溶存酸素量	規格32に定める方法	2桁	1桁まで	0.5 mg/L
	生物化学的酸素要求量	規格21に定める方法	2桁	1桁まで	0.5 mg/L
	化学的酸素要求量	河川にあっては、規格17に定める方法、海域にあっては、規格17に定める方法及び環境基準告示別表2の2の備考の2に掲げるアルカリ性法	2桁	1桁まで	0.5 mg/L
	浮遊物質	環境基準告示付表8に掲げる方法	2桁	整数	1 mg/L
	大腸菌群数	環境基準告示別表2の1の備考の4に掲げる最確数による定量法	2桁	1桁 ×10 ⁿ	—
	ホルムルキシン抽出物質(油分)	環境基準告示付表9に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.5 mg/L
	全窒素	河川にあっては、規格45.2、45.3又は45.4に定める方法、海域にあっては、規格45.4に定める方法	2桁	2桁まで	0.05 mg/L
全リン	規格46.3に定める方法	2桁	3桁まで	0.003 mg/L	
特殊項目	フェノール類	規格28.1に定める方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/L
	銅	「規格52.2、52.3若しくは52.4」に定める方法又は環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。)付表3に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/L
	亜鉛	「規格53.2若しくは53.3」に定める方法又は「排水基準告示付表3若しくは付表6」に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.001 mg/L
	溶解性鉄	日本工業規格M0202の3.1.4(2)に定める方法及び「規格57.2若しくは57.3に定める方法又は排水基準告示付表6に掲げる方法」	2桁	2桁まで	0.08 mg/L

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告下限値
特殊項目	溶解性マンガン	日本工業規格M0202の3.1.4(2)及び「規格56.2、56.3若しくは56.4に定める方法又は排水基準告示付表6に掲げる方法」	2桁	2桁まで	0.01 mg/L
	全クロム	規格65.1に定める方法又は排水基準告示付表3に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.03 mg/L
	フッ素	規格34に定める方法又は「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目について」（平成5年4月28日付け環水規第121号。以下「通達」という。）付表6に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.1 mg/L
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に定める方法	2桁	2桁まで	0.01 mg/L
	EPN	通達付表2の第1又は第2に掲げる方法	2桁	4桁まで	0.0006 mg/L
	アンモニア性窒素	河川にあっては、規格42.1及び42.2に定める方法、海域にあっては、環境庁指定「広域総合水質調査における水質等試験方法」（以下「広域総合水質調査方法」という。）に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.04 mg/L
	硝酸性窒素	河川にあっては、規格43.2に定める方法、海域にあっては、広域総合水質調査方法に掲げる方法又は規格43.2に定める方法	2桁	2桁まで	0.04 mg/L
	亜硝酸性窒素	河川にあっては、規格43.1に定める方法、海域にあっては、広域総合水質調査方法に掲げる方法又は規格43.1に定める方法	2桁	2桁まで	0.04 mg/L
	リン酸性リン	河川にあっては、規格46.1に定める方法、海域にあっては、広域総合水質調査方法に掲げる方法	2桁	3桁まで	0.003 mg/L
	プランクトン数	気象庁刊「海洋観測指針」に掲げる主なる種類の検索及び定量を行う方法	—	—	—
	クロロフィルa	「海洋観測指針」に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.1 μg/L
	懸濁物質の強熱減量	規格14に定める方法	2桁	整数	—
	濁度	日本工業規格K0101の9.4に定める方法	2桁	1桁まで	0.2度
特定項目	トリハロメタン生成能	特定排水基準に係る検定方法を定める環境庁告示（平成7年環境庁告示第30号）別表に掲げる方法に準ずる方法	2桁	3桁まで	0.005 mg/L

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告値 下限値
その他	塩素イオン	規格35に定める方法	—	整数	10 mg/L
	塩分量	「海洋観測指針」に掲げる方法	—	1桁まで	—

(底 質)

区分	測定項目	測定方法	記載方法		
			有効数字	小数点以下	報告値 下限値
健康 項目	カドミウム	昭和63年9月8日付け環水管第127号による「底質調査方法」(以下「底質調査方法」という。)に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.01 mg/kg
	全シアン	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.1 mg/kg
	鉛	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.1 mg/kg
	砒素	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.1 mg/kg
	総水銀	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.01 mg/kg
	アルキル水銀	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.01 mg/kg
	P C B	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.01 mg/kg
一般 項目	水素イオン濃度	遠心分離液をガラス電極により測定する	—	1桁まで	—
	化学的酸素要求量	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.5 mg/g
	硫化物	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	—
	含水率	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	—
	強熱減量	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	—
	酸化還元電位	現場で測定することを前提とし、酸化還元電位差計により測定する	3桁	整数(1の位まで)	—
	総クロム	「底質調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.1 mg/kg
	ノルマルヘキサン抽出物質	環境庁指定「水島重油流出事故による環境影響総合調査方法」に掲げる方法	2桁	1桁まで	0.5 mg/g

平成 10 年 度

地 下 水 質 測 定 計 画

大 阪 府

平成10年度 地下水質測定計画

(目 的)

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の地下水の水質の常時監視を行うために実施する水質等の測定について、測定地点、測定項目及び測定方法その他必要な事項を定めるものとする。

(調査の区分)

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の概況を把握するとともに長期的な観点から定点における経年的な変化を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査とする。

概況調査等により新たに汚染が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。

(3) 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する地下水の水質調査とする。

(測定地点及び測定機関)

測定地点及び測定機関は、別表1及び別表2のとおりとする。

(1) 概況調査 88地点

(2) 定期モニタリング調査 93地点

(測定期間)

測定期間は、平成10年4月1日から平成11年3月31日までとする。

(測定項目)

測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査

ア 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度、pH、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素

イ 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン

(ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。)

(2) 汚染井戸周辺地区調査

一般項目及び環境基準項目のうち検出された項目とする。

(3) 定期モニタリング調査

一般項目及び測定地点ごとに別表2に掲げる項目とする。

(測定回数)

測定回数は、原則として次のとおりとする。

- | | | |
|----------------|-----------|------|
| (1) 概況調査 | 各測定地点において | 1回以上 |
| (2) 定期モニタリング調査 | 各測定地点において | 1回以上 |

(測定方法)

測定方法は、原則として別表3のとおりとする。

(試料の採取等)

- (1) 試料の採取については、井戸の設置者に協力を求めるものとする。
- (2) 井戸の諸元(深度、用途等)については、できる限り把握するものとする。

(測定結果の報告)

- (1) 測定結果は、大阪府へ別表4の様式により平成11年5月20日までに報告するものとする。
- (2) 環境基準項目の測定の結果において環境基準を超える値が検出されたときは、直ちに大阪府へ報告するものとする。

(その他)

本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

(別表1)

測定地点及び測定機関総括表

測定機関	測定地点数		合計
	概況調査	定期モニタリング調査	
大阪府	30	44	74
近畿地建	2	3	5
大阪市	14	12	26
堺市	6	1	7
豊中市	6	1	7
吹田市	6	3	9
高槻市	5	10	15
枚方市	5	11	16
八尾市	5	4	9
東大阪市	9	1	10
島本町		3	3
合計	88	93	181

測定地点一覧表

(別表2)
(概況調査)

測定地点		環境基準項目																制定機関							
図中 番号	市町村名	地区名	メッシュコード	外ミ ム	全 ソツ	鉛	六価 クロム	ひ素	総水銀	水銀 アケル	PCB	ジクロロ メタン	四塩化 炭素	1,2- ジクロロ エチン	1,1- ジクロロ エチン	1,1,1,2- トリクロロ エチン	1,1,1,2- トリクロロ エチン	1,1,1,2- トリクロロ エチン	1,3- ジクロロ プロパン	チラム	ジメチル ベンゼン	ベンゼン	セレン	制定機関	
1	堺市	湊	1-3141	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
2	堺市	船場	1-3143	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
3	堺市	島	1-4104	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
4	堺市	尾崎	1-4114	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
5	堺市	信濃牧野	1-4211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
6	堺市	北野	1-4221	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
7	堺市	新家	1-4212	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
8	堺市	嘉祥寺	1-4231	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
9	堺市	袴	1-4243	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
10	堺市	三ツ松	1-4340	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
11	堺市	西	1-5214	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
12	堺市	坪井	1-4344	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
13	堺市	東羽衣	1-6312	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
14	堺市	池の原	1-6401	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
15	堺市	大堀	1-6442	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
16	堺市	上原	1-5411	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
17	堺市	川原	1-6404	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
18	堺市	南新	1-6441	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
19	堺市	山直中	1-5312	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
20	堺市	三國丘	1-6344	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
21	堺市	大美野	1-6411	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
22	堺市	大平寺	1-6304	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
23	堺市	片蔵	1-5430	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
24	堺市	南花田	1-6431	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
25	堺市	深井清水	1-6314	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
26	堺市	東成区	1-7441	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
27	堺市	此花区	2-0303	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
28	堺市	西区	2-0304	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
29	堺市	西淀川区	2-0322	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
30	堺市	西淀川区	2-0323	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
31	堺市	淀川区	2-0344	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
32	堺市	鶴見区	2-0412	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
33	堺市	鶴見区	2-0433	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
34	堺市	城東区	2-0422	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
35	堺市	都島区	2-0431	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
36	堺市	住吉区	1-7410	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
37	堺市	住吉区	1-7400	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
38	堺市	北区	2-0314	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市
39	堺市	北区	2-0324	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	堺市

測定地点一覧表

(別表2)
(概況調査)

測定地点			環境基準項目													測定機関										
図中 番号	市町村名	地区名	メッシュコード	カドミ ム	全 ジツ	鉛	六価 クロム	ヒ素	総水銀	メチル 水銀	PCB	ジクロロ 炭素	四塩化 炭素	1,2- ジクロロ エチン	1,1- ジクロロ エチン	1,1,1- トリクロロ エチン	1,1,1,2- トリクロロ エチン	トリクロロ エチン	テトラクロロ エチン	1,3- ジクロロ ブタン	分取	メタジ ン	チホル ン	ベンゼン	テレ ン	測定機関
40	八尾市	泉	1-7434	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八尾市
41	八尾市	南木の本	1-7403	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八尾市
42	八尾市	湊川	1-7423	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八尾市
43	八尾市	山本高安	1-7510	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八尾市
44	八尾市	相生	1-7414	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	八尾市
45	東大阪市	俊徳	1-7442	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
46	東大阪市	長田	2-0403	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
47	東大阪市	大連	1-7433	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
48	東大阪市	加納	2-0414	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
49	東大阪市	玉串	1-7444	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
50	東大阪市	西石切	2-0500	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
51	東大阪市	池島	1-7530	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
52	東大阪市	日下	2-0511	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
53	東大阪市	五条	1-7541	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東大阪市
54	豊中市	豊前	2-0344	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊中市
55	豊中市	北条	2-1304	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊中市
56	豊中市	桜塚	2-1313	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊中市
57	豊中市	寺内	2-1314	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊中市
58	豊中市	東泉丘	2-1324	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊中市
59	豊中市	緑丘	2-1334	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊中市
60	吹田市	山田東	2-1430	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	吹田市
61	吹田市	山田東	2-1421	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	吹田市
62	吹田市	春日	2-1314	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	吹田市
63	吹田市	原	2-1411	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	吹田市
64	吹田市	垂水	2-1400	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	吹田市
65	吹田市	南高浜	2-1401	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	吹田市
66	高槻市	三島江	2-1424	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高槻市
67	高槻市	唐崎西	2-1434	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高槻市
68	高槻市	栄	2-1443	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高槻市
69	高槻市	西大桶	2-1444	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高槻市
70	高槻市	竹の内	2-1540	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高槻市
71	枚方市	上島	2-2501	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	枚方市
72	枚方市	磯島元	2-1540	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	枚方市
73	枚方市	桜丘	2-1531	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	枚方市
74	枚方市	南中塚	2-1520	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	枚方市
75	枚方市	尊延寺	2-1534	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	枚方市
76	美原町	平尾	1-6413	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
77	大東市	諸福	2-0520	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府
78	寝屋川市	池田	2-1414	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大阪府

測定地点一覧表

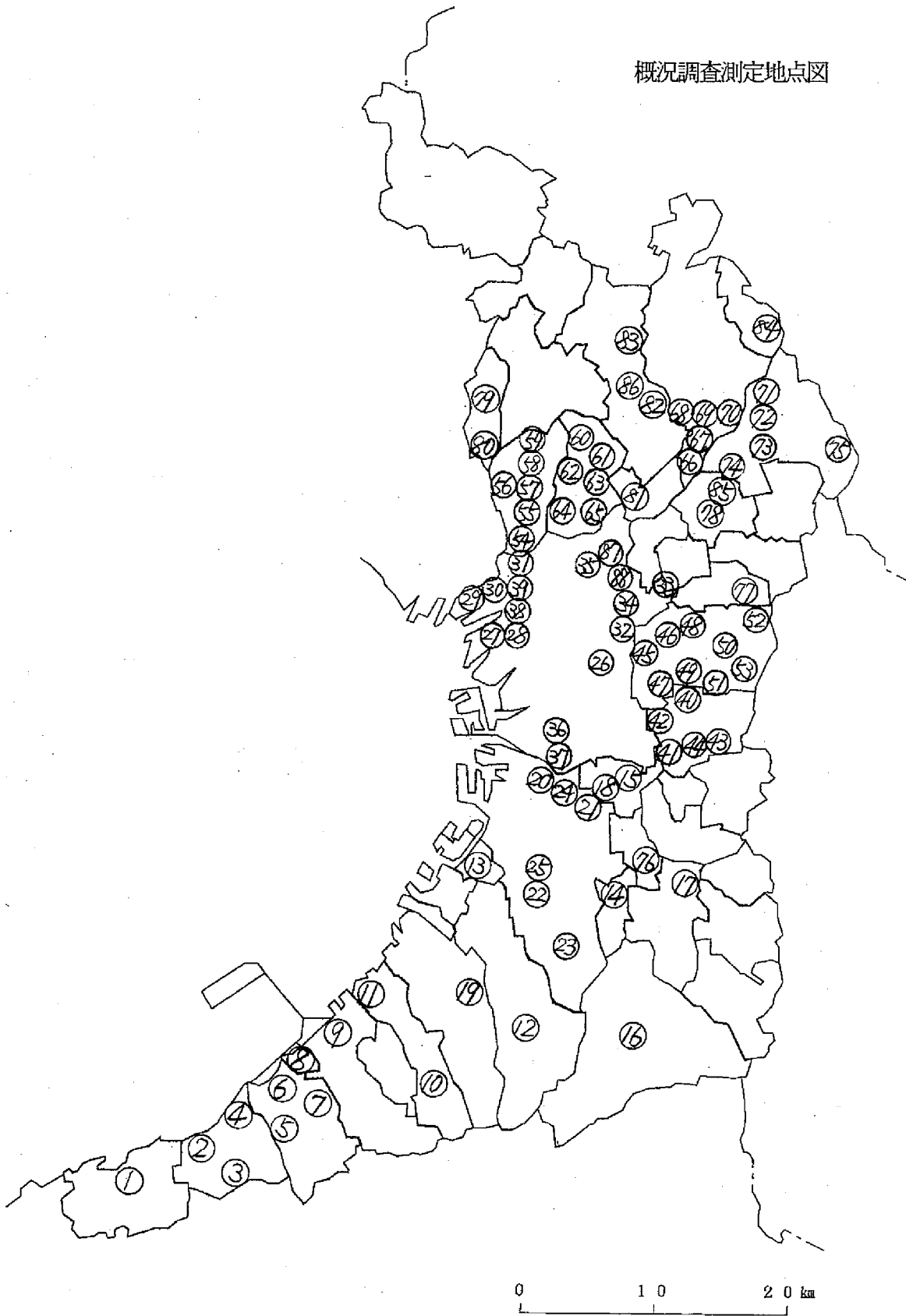
(別表2)
(概況調査)

測定地点		環境基準項目														測定機関						
図中 番号	市町村名 地区名	トピックス コード	カドミ ウム	全 鉛	六 価 鉛	ひ素	総水銀	7メチル 水銀	PCB	ジカド 炭素	1,2- ジカド エチル	1,1,1- ジカド エチル	1,1,1,2- ジカド エチル	1,1,2- ジカド エチル	トリカド エチル	トリカド エチル	1,3- ジカド プロパ ニール	チカド カド	ジカド カド	セレン	測定機関	
79	池田市 古江	2-2302	○	○	○	○	○	○													○	大阪府
80	池田市 八王子	2-1332	○	○	○	○	○	○													○	大阪府
81	摂津市 三島	2-1412	○	○	○	○	○	○													○	大阪府
82	摂津市 学園南	2-1433	○	○	○	○	○	○													○	大阪府
83	茨木市 西安威	2-2402	○	○	○	○	○	○													○	大阪府
84	島本町 広瀬	2-2521	○	○	○	○	○	○													○	大阪府
85	寝屋川市 木屋元	2-1500	○	○	○	○	○	○													○	大阪府
86	茨木市 五日市	2-1442	○	○	○	○	○	○													○	大阪府
87	大阪市 旭区	2-0431	○	○	○	○	○	○													○	近畿地建
88	大阪市 旭区	2-0422	○	○	○	○	○	○													○	近畿地建

① 図中の番号が複数の測定地点の位置を表す場合は、表の中で枝番号をつけて測定地点の位置を示した。

② アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を行う。

概況調査測定地点図



測定地点一覧表

(定期モニタリング調査)

測定地点		環境基準項目													測定回数		測定機関	
図中の番号	市町村名	地区名	PM10	PM2.5	六価鉛	砒素	水銀	PCB	四塩化炭素	1,2-ジブチル	1,1,1-トリブチル	1,1,1,2-テトラブチル	1,1,1,2-テトラブチル	1,3-ジブチル	有機リン	有機ホリン	測定回数	測定機関
T-1	泉佐野市	野出町															2	大阪府
T-2	貝塚市	沢															2	大阪府
T-3	岸和田市	西大路町															2	大阪府
T-4	富田林市	山中田															2	大阪府
T-5-1	藤井寺市	小山															2	大阪府
T-5-2	藤井寺市	藤井寺															2	大阪府
T-6	豊中市	中塚塚															1	豊中市
T-7	池田市	豊島南															2	大阪府
T-8-1	高槻市	桃園															3	高槻市
T-8-2	高槻市	桃園															3	高槻市
T-8-3	高槻市	下田部															3	高槻市
T-8-4	高槻市	下田部															3	高槻市
T-8-5	高槻市	西冠															3	高槻市
T-8-6	高槻市	西冠															3	高槻市
T-9	交野市	私市															2	大阪府
T-10	高本町	広瀬															2	島本町
T-11-1	大阪市	北区															1	大阪市
T-11-4	大阪市	北区															1	大阪市
T-12-3	大阪市	天王寺区															1	大阪市
T-14-4	大阪市	中央区															1	大阪市
T-14-5	大阪市	中央区															1	大阪市
T-14-6	大阪市	中央区															1	大阪市
T-15-1	岸和田市	岸城町															2	大阪府
T-15-2	岸和田市	南町															2	大阪府
T-16	美原町	今井															2	大阪府
T-17	羽曳野市	はびきの															2	大阪府
T-18-1	松原市	一津屋															2	大阪府
T-18-2	羽曳野市	恵我之荘															2	大阪府
T-19	柏原市	国分東桑町															2	大阪府
T-20	交野市	南星台															2	大阪府
T-21	交野市	幾野															2	大阪府
T-22	東大阪市	友井															1	近畿地建
T-23	門真市	柳田町															1	近畿地建
T-24-1	大阪市	天王寺区															1	大阪市
T-24-2	大阪市	天王寺区															1	大阪市
T-25	枚方市	出屋敷西町															2	枚方市
T-26	枚方市	津田北町															2	枚方市
T-28	吹田市	津雲台															2	吹田市
T-29	東大阪市	大平等															1	東大阪市

測定地点一覧表

(定期モニタリング調査)

測定地点		環境基準項目													測定回数	測定機関							
図中の番号	市町村名	地区名	鉛	全銅	六価クロム	ひ素	総水銀	トリブチル水銀	PCB	四塩化炭素	1,2-ジブチルエチル	1,1,1-トリブチルエチル	1,1,1,2-トリブチルエチル	トリブチルエチル	トリブチルエチル	1,3-ジブチルエチル	チカシマジン	チオベンザン	ベンゼン	セレン			
T-31-1	高槻市	緑町				○															2	高槻市	
T-31-2	高槻市	安満新町				○																2	高槻市
T-32-1	高槻市	東上牧				○																2	高槻市
T-32-2	島本町	江川				○																2	島本町
T-33	豊中市	向丘	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	近畿地建
T-34	池田市	栄町																				2	大阪府
T-35	河南町	神山																				2	大阪府
T-36	箕面市	牧落																				2	大阪府
T-37	八尾市	東本町																				1	八尾市
T-38	八尾市	南本町																				1	八尾市
T-39	吹田市	南吹田																				4	吹田市
T-40	池田市	石橋																				2	大阪府
T-41	交野市	星田北																				2	大阪府
T-42	枚方市	長尾元町				○	○															2	枚方市
T-43	堺市	草部				○	○															2	堺市
T-44	美原町	阿弥																				2	大阪府
T-45-1	松原市	丹南																				2	大阪府
T-45-2	美原町	太保																				2	大阪府
T-46	八尾市	弓削町																				1	八尾市
T-49-1	箕面市	桜井																				2	大阪府
T-49-2	箕面市	桜井																				2	大阪府
T-50-1	松原市	上田																				2	大阪府
T-50-2	松原市	上田																				2	大阪府
T-50-3	松原市	上田																				2	大阪府
T-51	藤井寺市	沢田																				2	大阪府
T-52	大阪市	天王寺区																				1	大阪市
T-53-1	枚方市	片鉾本町																				2	枚方市
T-53-2	枚方市	片鉾本町																				2	枚方市
T-54	枚方市	津田元町																				2	枚方市
T-55-1	枚方市	池之宮				○	○															2	枚方市
T-55-2	枚方市	春日北町				○	○															2	枚方市
T-56	池田市	神田																				2	大阪府
T-57-1	和泉市	府中町																				2	大阪府
T-57-2	泉大津市	東豊中町																				2	大阪府
T-58	富田林市	西条町																				2	大阪府
T-59-1	枚方市	中宮山戸町																				2	大阪府
T-59-2	枚方市	中宮山戸町																				2	大阪府
T-60	守口市	大宮																				2	大阪府
T-61	岸和田市	尾生町																				2	大阪府

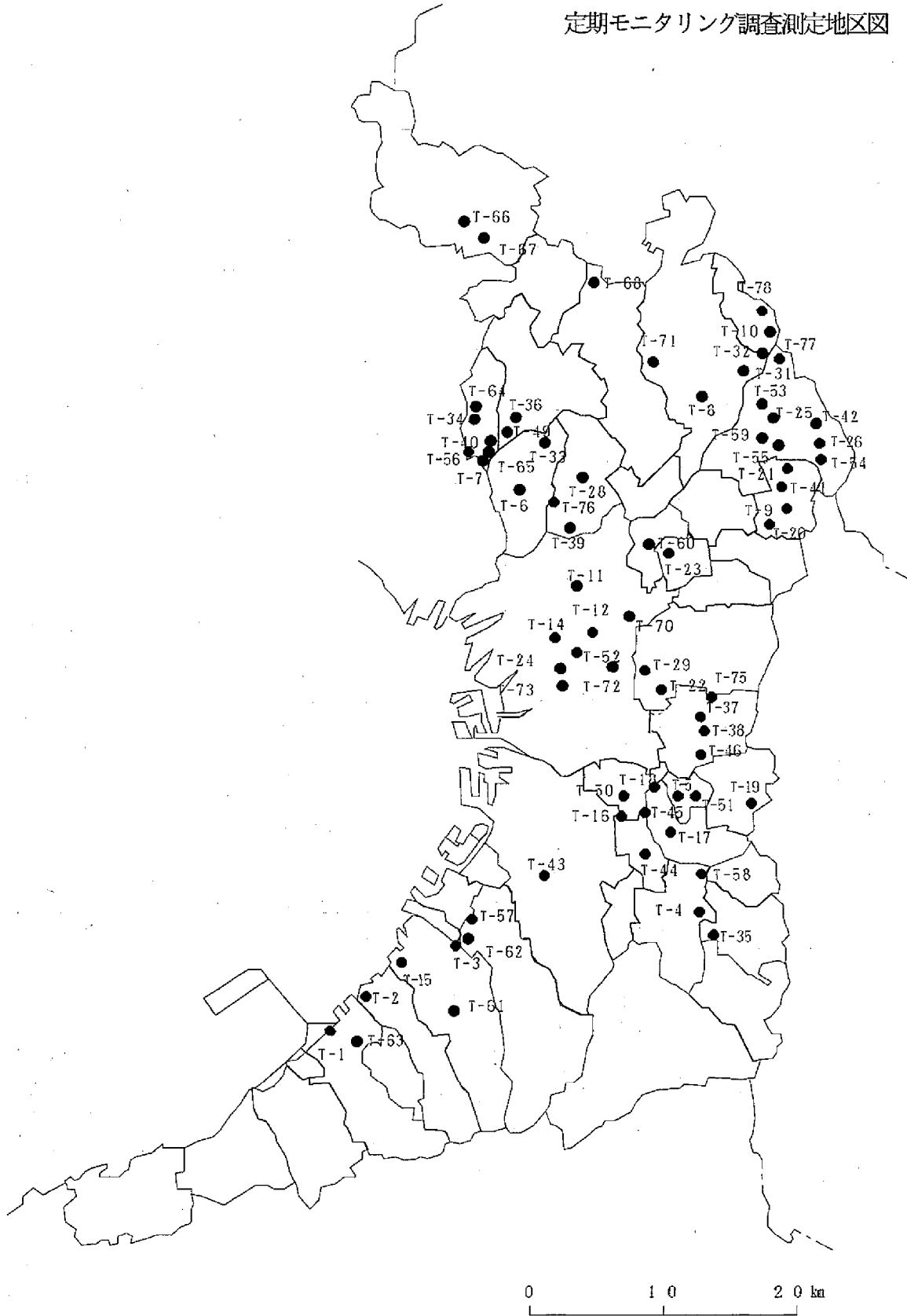
測定地点一覧表

(定期モニタリング調査)

測定地点		環境基準項目													測定回数		測定機関						
図中の番号	市町村名	地区名	鉛	全鉛	六価鉛	元素	総水銀	水銀	POB	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン	1,1,1,2-ジクロロエタン	1,1,1,2-ジクロロエタン	1,3-ジクロロプロパン	ホルムアルデヒド	ベンゼン	シレン	測定回数	測定機関
T-62	和泉市	小田町				○																2	大阪府
T-63	泉佐野市	上瓦屋町				○																2	大阪府
T-64	池田市	伏尾町				○																2	大阪府
T-65	池田市	空港				○																2	大阪府
T-66	能勢町	下田尻				○																2	大阪府
T-67	能勢町	野間西山				○																2	大阪府
T-68	茨木市	銭原				○																2	大阪府
T-70	大阪市	東成区									○	○	○	○	○	○	○	○				1	大阪市
T-71	高槻市	阿武野																				2	高槻市
T-72	大阪市	生野区									○	○	○	○	○	○	○	○				1	大阪市
T-73	大阪市	天王寺区									○	○	○	○	○	○	○	○				1	大阪市
T-75	八尾市	福栄町																				1	八尾市
T-76	吹田市	江坂町				○																2	吹田市
T-77	枚方市	樟葉				○																2	枚方市
T-78	島本町	山崎				○																2	島本町

注：T-13、T-27、T-30、T-47、T-48、T-69、T-74は欠番

定期モニタリング調査測定地区図



(別表3)

測定方法一覧表

区分	測定項目	評価基準 (mg/ℓ)	測定方法	報告 下限値 (mg/ℓ)
環境 基準 健康 項目	カドミウム	0.01 以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。)55.2、55.3若しくは55.4に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号 (以下「告示」という。)付表1に掲げる方法	0.001
	全シアン	検出され ないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法	0.1
	鉛	0.01 以下	規格54.2、54.3若しくは54.4に定める方法又は告示付表1に掲げる方法	0.005
	六価クロム	0.05 以下	規格65.2.1に定める方法	0.04
	砒素	0.01 以下	規格61に定める方法又は告示付表2に掲げる方法	0.005
	総水銀	0.0005以下	告示付表3に掲げる方法	0.0005
	アルキル水銀	検出され ないこと	告示付表4及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表4に掲げる方法	0.0005
	P C B	検出され ないこと	告示付表5に掲げる方法	0.0005
	ジクロロメタン	0.02 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002
	四塩化炭素	0.002 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002
	ス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0006
	トリクロロエチレン	0.03 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.002
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002
	チウラム	0.006 以下	告示付表6に掲げる方法	0.0006
	シマジン	0.003 以下	告示付表7の第1又は第2に掲げる方法	0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	告示付表7の第1又は第2に掲げる方法	0.002	
ベンゼン	0.01 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001	
セレン	0.01 以下	規格67・2に定める方法又は告示付表2に掲げる方法	0.002	
一般項目	硝酸性窒素	合計が 10以下	規格43.2に定める方法	0.04
	亜硝酸性窒素		規格43.2に定める方法	0.04

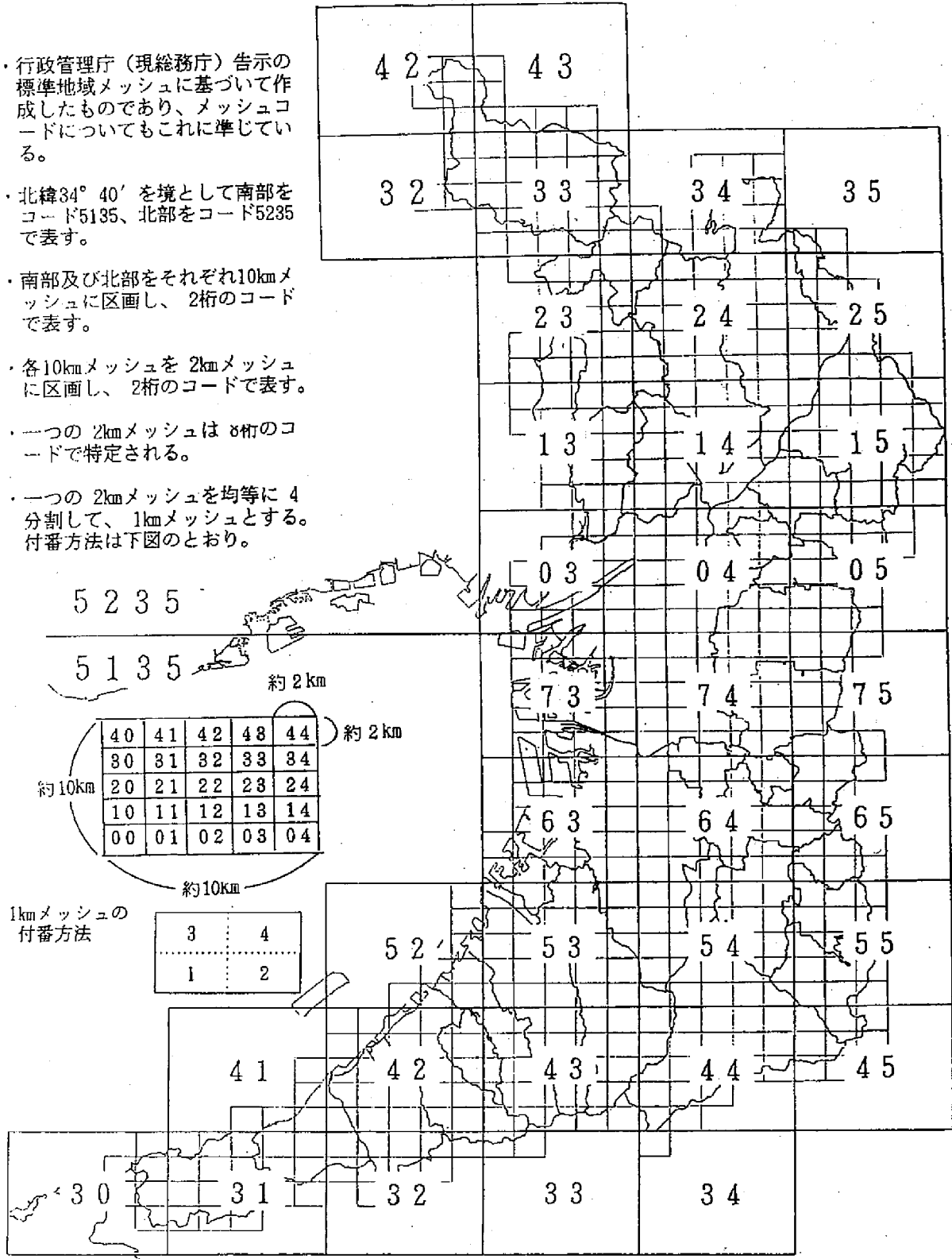
(注) 桁数については、有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。また、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

調査担当機関名

整 理 番 号				
市町村名	市町村名(漢字最大7文字まで)			
	市町村名(フリガナ最大14文字まで)			
	市町村コード(3桁の数字)			
地名	地区名(漢字最大13文字まで)			
	地区名(フリガナ最大26文字まで)			
	地区番号(4桁の英数字)			
	地区メッシュ・コード			
井戸諸元等	井戸番号	井戸個別番号(6桁の英数字)		
		測定計画の番号		
	井戸深度(m) [NA:不明 RA:深度に範囲あり]			
	浅深井戸の別(1:浅井戸, 2:深井戸, 3:その他)			
	用途区分(1:水源, 2:一般, 3:生活, 4:工業, 5:その他)			
調査	調査区分(1:概新, 2:概再, 3:汚染*, 4:定期)			
	*上記区分が(3:汚染)の場合、その地区名			
測定結果	調査年月日(西暦年下2桁 月 日)			
	気 温 (°C)			
	水 温 (°C)			
	外 観			
	臭 気			
	透 視 度 (cm)			
	pH			
	カドミウム	0.01 mg/l以下		
	全シアン	不検出		
	鉛	0.01 mg/l以下		
	六価クロム	0.05 mg/l以下		
	砒素	0.01 mg/l以下		
	総水銀	0.0005 mg/l以下		
	アルキル水銀	不検出		
	P C B	不検出		
	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下		
	四塩化炭素	0.002 mg/l以下		
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下		
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下		
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下		
	トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下		
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下		
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下		
チウラム	0.006 mg/l以下			
シマジン	0.003 mg/l以下			
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下			
ベンゼン	0.01 mg/l以下			
セレン	0.01 mg/l以下			
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下			
その他	調査実施主体(1:国, 2:都道府県, 3:市区町村)			
	措置1 [1~9 複数選択可]			
	措置2 [1~11 複数選択可]			
	備考(最大25文字まで)			

メッシュコード説明図

- ・ 行政管理庁（現総務庁）告示の標準地域メッシュに基づいて作成したものであり、メッシュコードについてもこれに準じている。
- ・ 北緯34° 40' を境として南部をコード5135、北部をコード5235で表す。
- ・ 南部及び北部をそれぞれ10kmメッシュに区画し、2桁のコードで表す。
- ・ 各10kmメッシュを2kmメッシュに区画し、2桁のコードで表す。
- ・ 一つの2kmメッシュは8桁のコードで特定される。
- ・ 一つの2kmメッシュを均等に4分割して、1kmメッシュとする。付番方法は下図のとおり。



5 2 3 5
5 1 3 5

約10km

40	41	42	43	44
30	31	32	33	34
20	21	22	23	24
10	11	12	13	14
00	01	02	03	04

約2km

1kmメッシュの付番方法

3	4
1	2